

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

日本郵政公社の組織改正に伴う労働基準法別表第1各号の適用について

標記について、平成15年4月1日に日本郵政公社が設立され、また、平成16年4月1日及び同年7月1日に日本郵政公社の組織改正が実施されたところである。郵政事業における労働基準法別表第1各号の適用については、昭和63年3月14日付け基発第150号・婦発第47号で指示しているところであるが、組織改正を踏まえ、労働基準法別表第1各号の適用の部分に関し、下記のとおり改めることとしたので了知されたい。

記

昭和63年3月14日付け基発第150号・婦発第47号「労働基準法解釈例規について」別表第1関係<郵政事業>を次のように改正する。

表題を<日本郵政公社>に改める。

一中「郵政事業の」を「日本郵政公社の」に改め、「なお、」以下を削る。

一中(一)を削り、(二)中「郵政事業庁本庁」を「日本郵政公社本社」とし、(二)を(一)とする。

一中(三)中「地区郵政監察局(地区郵政監察室を含む。)」を「監査室」とし、(三)を(二)とする。

一中(四)中「地方郵政局」を「支社」とし、(四)を(三)とする。

一中(五)を削り、(六)を(四)とし、(七)を(五)とし、(五)の次に次のように加える。

(六) 郵便貯金地域センター 第九号

(七) 加入者福祉施設 第十四号

一中(十二)中「同診療所」を「郵政健康管理センター」とし、(十二)を(十六)とする。

一中(十一)を(十五)とし、(十)を(十四)とする。

一中(九)中「逡信博物館」を「逡信総合博物館」とし、(九)を(十三)とする。

一中(八)を(十二)とし、(七)の次に次のように加える。

- (八) 福利厚生センター 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業
- (九) 健康管理事務センター 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業
- (十) 災害補償事務センター 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業
- (十一) ネットワークセンター 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業

新旧対照条文

- 昭和63年3月14日付け基発第150号・婦発第47号「労働基準法解釈例規について」(抄)

改正後	改正前
<p><u><日本郵政公社></u></p> <p>一 <u>日本郵政公社の業務機関</u>については次に掲げる単位ごとに一の事業として取り扱い、それぞれの業務内容によつて次のとおり法別表第一各号の適用を定めるものとする。</p> <p>(一) <u>日本郵政公社本社</u> 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業</p> <p>(二) <u>監査室</u> 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業</p> <p>(三) <u>支社</u> 第十一号(別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業)</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) (略)</p> <p>(六) <u>郵便貯金地域センター</u> 第九号</p> <p>(七) <u>加入者福祉施設</u> 第十四号</p> <p>(八) <u>福利厚生センター</u> 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業</p> <p>(九) <u>健康管理事務センター</u> 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業</p> <p>(十) <u>災害補償事務センター</u> 別表第</p>	<p><u><郵政事業></u></p> <p>一 <u>郵政事業の業務機関</u>については次に掲げる単位ごとに一の事業として取り扱い、それぞれの業務内容によつて次のとおり法別表第一各号の適用を定めるものとする。</p> <p>(一) <u>総務省本省</u> 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業</p> <p>(二) <u>郵政事業庁本庁</u> 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業</p> <p>(三) <u>地方郵政監察局(地区郵政監察室を含む。)</u> 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業</p> <p>(四) <u>地方郵政局</u> 第十一号(別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業)</p> <p>(五) <u>沖縄総合通信事務所</u> 第十一号(別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業)</p> <p>(六) (略)</p> <p>(七) (略)</p>

一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業

(十一) ネットワークセンター 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業

(十二) (略)

(十三) 通信総合博物館 第十二号

(十四) (略)

(十五) (略)

(十六) 郵政健康管理センター 第十三号

右に掲げた以外の部門で独立の事業としての態様を備えるものについては、右に準じて取り扱うこと。

(八) (略)

(九) 通信博物館 第十二号

(十) (略)

(十一) (略)

(十二) 同診療所 第十三号

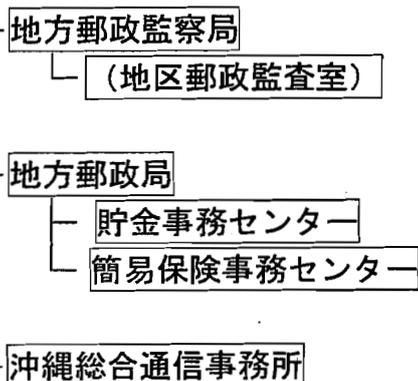
右に掲げた以外の部門で独立の事業としての態様を備えるものについては、右に準じて取り扱うこと。なお、上記のうち「別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業」とした事業については、法第三十三条第三項の官公署の事業（法別表第一に掲げる事業を除く。）に該当する。

日本郵政公社の組織の概要について

平成15年3月

総務省本省

郵政事業庁本庁



郵便局

逓信博物館

職員訓練所

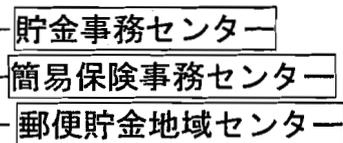
逓信病院
診療所

平成16年7月

日本郵政公社

監査室

支社



加入者福祉施設 ※

福利厚生センター ※

健康管理事務センター ※

災害補償事務センター ※

ネットワークセンター ※

郵便局

逓信総合博物館

職員訓練所

逓信病院
郵政健康管理センター

※印は新たに規定